

# 枚方市立開成小学校 PTA 規約

【保存版】



枚方市立開成小学校PTA

〒573-0084

枚方市香里ヶ丘2丁目5番地

TEL 050-7102-9016

FAX 072-854-0410

改正日 令和6年5月

発行 枚方市立開成小学校PTA

※規約改正が無い限り、卒業するまで大切に保管してください。

# 枚方市開成小学校PTA規約

## 第 1 章 総 則

第1条（名称及所在） この会は開成小学校PTAとよび、事務所を開成小学校におきます。

第2条（目 的） この会は父母(保護者)と教員が助力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

第3条（方 針） この会は教育を本旨とする民主的団体として下の方針によって活動します。

- (1) この会は自主的に活動しますので他の団体からの支配や干渉は受けません。
- (2) 児童の教育と福祉のために活動する他の団体及び機関と協力します。
- (3) この会は枚方市PTA協議会、大阪府PTA協議会、日本PTA協議会に加入します。
- (4) この会は営利的、宗教的、政治的活動はいたしません。
- (5) この会は学校の管理運営や教職員の人事については干渉しません。

## 第 2 章 会 員

第4条（会 員 資 格） この会の会員は次の人に限ります。

- (1) 本校に在籍する児童の父母またはこれにかわる保護者
- (2) 本校に在籍する教職員

第5条（入 退 会） この会への入退会は任意とします。

第6条（権 利 義 務） 会員はすべて平等にPTA活動に係る権利と義務を有します。

## 第 3 章 役 員

第7条（種 類） この会の役員は、つぎのとおりとします。

- (1) 会 長 1 名 (P)
- (2) 副 会 長 若干名 (P)
- (3) 書 記 1 名 (P)
- (4) 会 計 2 名 (P及びT)
- (5) 会計監査 3 名 (P及びT)

2. 役員任期は1ヵ年とし、再選は差支えありません。ただし、任期満了後も後任者が選任されるまで職務をおこないます。
3. 各役員は、他の役員を兼ねることはできません。

第8条（役員の任務） 役員の任務は、つぎのとおりとします。

- （1） 会長は会を代表し、会務を執行します。
- （2） 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行します。
- （3） 書記はこの会の庶務を担当します。
- （4） 会計はこの会の会計事務にあたります。
- （5） 会計監査はこの会の経理を監査します。

第9条（会員の選出） 役員の選出は、つぎのとおりおこないます。

- （1） 役員は運営委員会において推せんし、総会の議を得て決定します。
- （2） 必要に応じて指名委員会を設置することができます。
- （3） 役員に欠員が生じた場合や新たな活動を行う専門委員等が必要となった場合のために補欠を選出します。選出された補欠が実際に役員の後任や新たな専門委員等を務めたときは、前任の役員の残存期間もしくは新たな委員としての活動期間の任期に関わらず、通年で役員または専門委員等を務めたものとしします。

## 第 4 章 会 計

第10条 この会の経費は会費、寄付金、事業収益及びその他の収入をもってこれに当てます。

2. この会の会費はその月に在籍する児童家庭を対象とし、月額一家庭 300 円、12 ヶ月分とします。
3. 会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月末までとします。

## 第 5 章 総会・役員会

第11条（総 会） 総会は本会の最高決議機関で原則として、年2回開きます。ただし、定期総会は決算、予算の総会をそれぞれ開催または、同時に定期総会として開催することができます。

また、感染症蔓延、自然災害、その他の理由で開催を不可または、不要と会長が判断した場合は、書面決議も可とします。

2. 運営委員会が認めたときまたは会員（世帯単位）の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を開催しなければなりません。
3. 定期総会および書面にて決議する事項はつぎのとおりです。
  - （1） 事業報告ならびに決算報告の審議、承認
  - （2） 役員承認および就任
  - （3） 事業計画および予算の審議、決定
  - （4） 規約改正の審議、決定
  - （5） その他重要事項の審議、決定
4. 総会の日時、場所、議題は5日前までに全会員に通知します。
5. 総会の成立定数は、会員（世帯単位）の5分の1以上とし、委任状を認めます。

6. 議決は出席者の過半数の同意を必要とします。但し、規約改正は、第 16 条によります。議長は互選により選出します。
7. 書面決議では、事前に全会員(世帯単位)に議案内容を添付した同意書兼意見書を配付し、会員の 5 分の 1 以上の提出をもって、総会の成立とし、議決は提出者の過半数の同意を必要とします。

第 12 条 (役員会) 役員会は役員(会計監査を除く)で構成され、緊急事項を処理し、必要に応じて各委員会(各代表)の出席を求めることができます。

## 第 6 章 運営委員会

第 13 条 運営委員会は、この会の運営機関で会長が招集します。

2. 運営委員会は、役員(会計監査を除く)各専門委員会正副委員長、学年委員会正副代表者および校長、教頭で構成します。ただし、構成員が出席できない場合、代理出席ができます。代理出席者にも議決権は認められます。
3. 運営委員会は、会の運営に必要な事項について審議し、それを処理します。
4. 運営委員会は毎月 1 回開くこととし、委員の半数以上の出席によって成立します。ただし、必要に応じて臨時に開くことができます。また委員の 4 分の 1 以上の要請があった場合は、委員会を開かなければなりません。議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
5. すべての会員は、運営委員会を傍聴することができます。ただし発言することはできません。

## 第 7 章 学年学級委員会及び専門委員会

第 14 条 この会の活動を円滑におこなうため、つぎの専門委員会をおきます。

- (1) 広報委員会 会員相互の情報交換の場を作り会員の広報活動を行います。
- (2) 校内活動委員会 教師会員と協力して、学級児童の福祉増進をはかるとともに、学年相互連絡をします。給食、社会教育のための活動をします。
- (3) 生活指導委員会 児童の校外生活補導について活動します。
- (4) その他運営委員会が必要と認めた委員会

## 第 8 章 その他

第 15 条 (事務補) この会に事務補をおくことができます。選出については役員会がおこないます。

第 16 条 (規約の改廃) この規約の改廃は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とします。また、会の運営について、必要な細則は、規約に反しない限り、運営委員会で定めることができます。

附 則

1. 昭和 34 年 4 月 1 日制定
2. 昭和 45 年 6 月 13 日一部改正
3. 昭和 48 年 4 月 21 日改正
4. 昭和 49 年 6 月 30 日改正
5. 昭和 49 年 6 月 22 日一部改正、ただし第 6 条第 1 項と第 15 条については、昭和 50 年度から実施  
します。
6. 昭和 53 年 4 月 15 日一部改正
7. 昭和 55 年 4 月 19 日一部改正
8. 昭和 62 年 4 月 18 日一部改正
9. 平成 2 年 6 月 2 日一部改正
10. 平成 6 年 5 月 22 日一部改正
11. 平成 11 年 3 月 6 日一部改正
12. 平成 19 年 3 月 10 日一部改正
13. 平成 20 年 3 月 8 日一部改正
14. 平成 31 年 3 月 8 日一部改正
15. 令和元年 10 月 28 日一部改正
16. 令和 3 年 3 月 5 日一部改正、ただし第 9 条については、令和 3 年度から実施。
17. 令和 6 年 3 月 8 日一部改正
18. 令和 6 年 5 月 18 日一部改正

# 慶 弔 規 約

第1条 会員・児童及び会員以外の本校に勤務する職員に不幸のあったとき、つぎのように金品を贈呈します。

弔祭料 5,000円としきみ代等 P T A会員及び児童が死亡したとき、霊前に贈呈します。

3,000円としきみ代等 会員以外の本校に勤務する職員が死亡したとき、霊前に贈呈します。

見舞金 3,000円 児童が病気、災害のため1ヶ月以上欠席した場合

第2条 災害などで、会員及び児童に特別の事情が発生した場合、またP T A、学校に関する慶弔など特別の事情が発生した場合、金品の贈呈について役員会で定めることができます。ただし、その結果を運営委員会に報告し、承認を得なければなりません。

第3条 学年または学級単位の慶弔及び病気、災害見舞い、転退職記念品料等の贈呈は一切おこなわないようにします。

第4条 この規約の改廃は、総会の議を得なければなりません。

## 附 則

1. 昭和39年4月1日制定
2. 昭和45年4月19日より実施します。
3. 昭和49年6月22日より実施します。
4. 昭和51年4月17日より実施します。
5. 昭和57年4月17日より実施します。